

賛助会員に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は、定款第6条第1項第2号の規定に基づき、一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会「以下「当法人」という。」の賛助会員の入会及び脱会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（賛助会員）

第2条 当法人の活動を賛助する個人又は会社・団体は、理事長の承認を得て賛助会員になることができる。

（理事会への報告）

第3条 理事長は新たに前条の賛助会員になった個人又は会社・団体について、理事会に報告しなければならない。

（入会手続）

第4条 賛助会員になろうとする個人又は会社・団体は、入会申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

（賛助会費）

第5条 賛助会員は、賛助会費（月額）として個人は2,000円、会社・団体は1口以上（1口20,000円）を納入しなければならない。

2 会費は、月払い、半年払い、年払いから選択することができるものとする。

3 会費は、入会希望日の翌月から納入するものとする。

（賛助会員の特典）

第6条 賛助会員は、当法人が発行する資料等の配布を受けることや今後発行予定の会報への広告掲載の権利（有料）を有する外、当法人のホームページに賛助会員一覧として掲載するものとする。

（脱会）

第7条 賛助会員は、次の各号により脱会するものとする。

（1） 賛助会員から脱会届出書（様式第2号）の提出があったとき

（2） 正当な理由がなく賛助会費を1年間以上滞納した場合
（年払いにおいては2年間以上）

（3） 理事会の決議により除名がなされたとき

2 脱会による会費の返還は行わないものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 足)

第9条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年5月18日から施行する。